



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月29日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
地下水保全対策モデル事業(井戸深度構造調査等)業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成17年2月28日まで
- (4) 入札の方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)別表の「その他の契約」欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)の建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を有する者で、次に掲げる要件のいずれも満たしているものであること。
ア 公告日において、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定による登録を受けている者であること。
イ 主任技術者として、次のいずれかの資格を有する技術者(公告日において当該資格を有している者に限る。)を配置できること。
(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(応用理学部門の第二次試験(選択科目のうち地質を選択した場合に限る。))又は総合技術監理部門の第二次試験(選択科目のうち応用理学一般及び地質を選択した場合に限る。)に合格し、当該合格した部門について同法第32条第1項の登録を受けている者に限る。
(4) 社団法人全国地質調査業協会連合会に登録されている地質調査技士

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県生活環境部水環境課
電話 026(235)7176
- 4 入札説明会の日時及び場所
(1) 日時 平成16年8月4日 午後1時30分
(2) 場所 長野県庁 西庁舎112号会議室
- 5 入札手続等
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年8月10日 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 議会棟403号会議室
(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成16年8月9日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県生活環境部水環境課
(4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。
ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
(7) 契約書作成の要否
必要とします。
(8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 6 その他
詳細は入札説明書によります。

水環境課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年7月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 信州松本アルプスの風

3 代表者の氏名

青木 義直

4 主たる事務所の所在地

松本市大字笹賀5860番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び事業者に対して、自然エネルギーを活用した循環型社会構築、地球温暖化防止につながる環境保全事業、また市民や事業者の意識の向上、積極的な環境行動を促すための啓発活動を行うことで、地域社会の利益に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月29日

長野県知事 田中 康夫

1 申請のあった年月日

平成16年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 環境・福祉事業評価センター

3 代表者の氏名

鈴木 秀一

4 主たる事務所の所在地

長野市南高田2丁目5番地16

5 定款に記載された目的

この法人は、循環型社会、高齢社会及び経済社会に調和するシステムづくり、自然の保護・保全に関する活動、環境への市民意識を高めるための環境教育、情報公開による啓蒙活動等、国際規格等によるマネジメントシステムの普及や認証及び福祉事業者等のサービス評価を通じて、市民・事業者・行政が一体となって人や自然に配慮した持続可能な成長できる循環型社会、高齢社会及び経済社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月29日

長野県知事 田中 康夫

1 申請のあった年月日

平成16年7月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あやめ

3 代表者の氏名

牧内 信臣

4 主たる事務所の所在地

飯田市川路2682番地

5 定款に記載された目的

この法人は地域の住民との交流を図るなかで宅老所を開設し、高齢者の生活支援・高齢者介護を積極的に行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月29日

長野県知事 田中 康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

建設工事等入札参加資格審査システム改修業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成17年2月28日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に事業所を有する者であること。

(5) 過去に同種の業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県土木部監理課技術管理室

電話 026 (235) 7313

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送（書留郵便に限る。）による場合を含む。）

ア 日時 平成16年8月11日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県土木部監理課技術管理室

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月12日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎109号室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要です。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

- 5 その他

詳細は入札説明書によります。

監理課技術管理室

公告

県営住宅の入居者を次のとおり募集します。

平成16年7月29日

長野県知事 田中康夫

1 募集団地

- (1) 県営住宅の設置場所等

団地名	設置場所	構造	規 格	募集戸数 (うち評価選考枠)
黒 姫	信 濃 町	中層耐火 5階建	3DKY、72.8㎡ (6畳、洋間 [10.4㎡]、[9.5㎡]、DK、浴室)	4戸 (1戸)

- (2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とします。

入居者の収入	3DKY (72.8㎡)
0～123,000円	23,700円
123,001～153,000	28,800
153,001～178,000	34,000
178,001～200,000	39,300
200,001～238,000	45,400
238,001～268,000	52,100

- (3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居の時期
長野県住宅供給公社 住宅管理センター	平成16年8月2日(月)から 平成16年8月10日(火)まで	平成16年9月1日(水)

2 入居等の資格

県内に居住し、又は勤務場所を有する者で、次の条件を具備し、かつ、知事が許可したものとします。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 収入が、入居の申込みをした日において、月額200,000円以下（政令第6条第4項に定める高齢者等が同居する世帯にあっては月額

268,000円以下)であること。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

(4) 評価選考枠への申込みは、生活保護、心身障害者、母子(寡夫・多子を含む)、老人、引揚者などの世帯に限られること。

3 申込方法

(1) 提出書類

ア 県営住宅入居申込書(用紙は、申込受付場所及び最寄りの地方事務所において交付するほか、長野県ホームページから取り出すことが可能。)

イ 住民票の写し

ウ 収入状況を証明する書類

エ 前記2の(1)の括弧書きに該当する者にあつては、その事実を証明する書類

(2) 申込戸数

1世帯1戸に限ります。

4 選考方法の概要及び入居の許可

(1) 評価選考の場合は、申込み時に提出された県営住宅入居申込書及び優先入居申込書記載の内容に基づき、住宅困窮度を評価し選定した者のうちから選考し、入居を許可します。

(2) 抽選選考の場合は、申込者の数が募集戸数を超えないときはその者のうちから、募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選定した者のうちから、それぞれ選考し、入居を許可します。

(3) (1)(2)により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することがあります。

(4) (1)(2)により選定された者が選考されないとき又は入居を許可された者が敷金の納入その他所定の手続をしないため入居の許可を取り消されたときは、(3)の順位に従い、補欠入居選考予定者を選考の対象とします。

5 その他

この募集についての問い合わせは、長野県住宅部住宅課又は長野県住宅供給公社にしてください。

住 宅 課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年7月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 許可番号 平成15年12月3日 長野県指令15建第3-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市下平2934-583、4495-9、4495-27、4496-12、5771、赤穂16397-9

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

駒ヶ根市赤須町20-1

駒ヶ根市土地開発公社 理事長 中 原 正 純

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年7月29日

長野県佐久地方事務所長 和 田 恭 良

1(1) 許可番号 平成15年12月4日

長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-21号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字発地字風越2585

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市大字取出町521-2

有限会社ウッドイー工房鷹野

代表取締役 鷹 野 重 義

2(1) 許可番号 平成16年5月28日

長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字大石3752-1、3752-2、3758-1、3758-2、3758-3、3758-4、3758-5、3758-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡御代田町馬瀬口1670-74

大井建設工業株式会社 代表取締役 大 井 莊 平

3(1) 許可番号 平成16年7月5日

長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字下森884-7、886-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区岩本町2-1-15

株式会社ゼファー 代表取締役 飯 岡 隆 夫

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年7月29日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

- 1 (1) 許可番号 平成16年2月13日
長野県諏訪地方事務所指令15諏地建第16-8号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
茅野市玉川字原山11400-332の内、11400-333の内、11400-334、11400-335、11400-931の内、11400-1251の内、11400-1259の内、11400-1289
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茅野市玉川字原山11400-1078
株式会社 飯沼ゲーヅ製作所
代表取締役 飯 沼 貞 幸
- 2 (1) 許可番号 平成16年2月24日
長野県諏訪地方事務所指令15諏地建第16-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
茅野市北山字北大塩道6900-1の内、6907-1、6907-3、6908-1、6908-2、字姥懐6909-2、6913-2の内、6914-3、6914-6、6914-2の内、6914-5、字姥ヶ懐6915-19の内、6915-20
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市三輪2-15-7
株式会社東洋エンジニアリング
代表取締役 宮 原 清

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年7月29日

長野県上伊那地方事務所長 田 山 重 晴

- 1 許可番号 平成15年11月27日
長野県上伊那地方事務所指令15上伊地建第30-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡箕輪町大字中箕輪8920-5、8921、8922、8923、8924
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都品川区上大崎2丁目13番32号
サンエス潤滑株式会社 代表取締役 砂 川 泰 弘

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年7月29日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

- 1 (1) 許可番号 平成15年10月31日
長野県松本地方事務所指令15松地建第24-5号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南安曇郡穂高町大字穂高2638-6、2638-7、2640-3、2642-2、2642-3、2643-2、2643-3、2644-1、2644-3、2644-4、2646、2647-1、2647-2、2647-4、2647-5、2648-2、2653-1、2653-7、2654-1、2654-2、2654-3、2656-1、2656-2、2657、2658、2659-1、2659-2、2659-3、2659-4、2660、2661
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南安曇郡穂高町大字穂高2630-1
株式会社 穂高製作所 代表取締役 井 澤 厚
- 2 (1) 許可番号 平成16年5月25日
長野県松本地方事務所指令16松地建第32-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大門並木町500-7
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市大字島内4370-7
株式会社 パナホーム長野中央
代表取締役 岡 沢 信 一

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年7月29日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

- 1 許可番号 平成16年6月22日
長野県長野地方事務所指令16長地建第68-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市墨坂1丁目1691-2、1692-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字塩川612-1 藤 本 せ き

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月29日

長野県佐久地方事務所長 和 田 恭 良

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
県営住宅東小諸団地外5団地消防用設備点検業務
 - (2) 役務の特質
県営住宅団地の消防用設備の点検
 - (3) 履行期間
平成16年9月1日から平成17年3月10日まで
 - (4) 履行場所
小諸市甲1574-1
県営住宅東小諸団地 外5団地
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当た

ては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市大字跡部65-1
長野県佐久地方事務所建築課
電話番号 0267(63)3159(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年8月20日 午後2時
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 501号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年8月12日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

住 宅 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月29日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
県営住宅受水槽・高架水槽清掃等業務
 - (2) 役務の特質
県営住宅団地の受水槽・高架水槽の清掃
 - (3) 履行期間
平成16年9月1日から平成16年10月15日まで
 - (4) 履行場所
上田市踏入1-6-21
県営住宅踏入団地 外6団地
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ## 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第5号の事業登録を受けている者であること。
 - (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- ## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 上田市材木町1-2-6
長野県上小地方事務所建築課
電話番号 0268(25)7143(直通)
- ## 4 入札手続等